

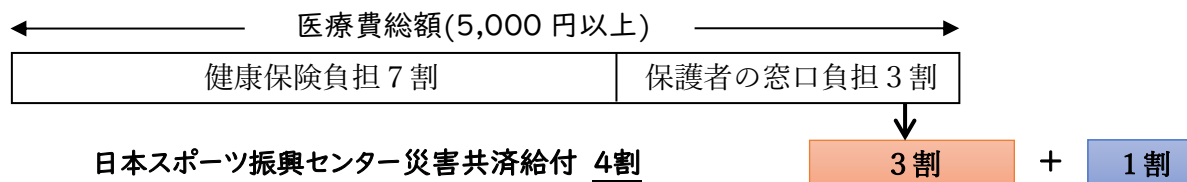
日本スポーツ振興センターについて

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、国・学校の設置者(名古屋市)・保護者の三者が経費負担する互助共済制度で、お子様が学校管理下でけが等をした場合、災害共済給付を受けることができます。

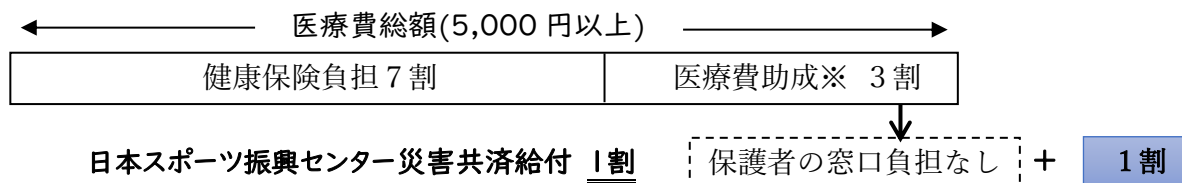
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の概要について	
給付の対象	加入年度中の学校管理下でのけが等(転校しても可) ※学校管理下とは授業中・休憩時間中・部活動中・校外学習中・通常の経路による登下校中等
給付の種類	・医療費 ※健康保険を使った治療で、治療が終了するまでの医療費総額が5,000円(500点)以上の場合、[窓口負担額(通常医療費総額の3割)+医療費総額の1割]を給付 ・見舞金 ※残った障害の程度により給付(死亡も含む)
給付の期間	初診から最長10年間(同一災害)
掛金	年額 保護者負担1,612円、本市負担538円(一人当たり)
医療費助成等を受けた場合	医療費助成を受けて窓口負担が無い場合・・・医療費総額の1割を給付 見舞金は通常給付

参 考

- 「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」における医療費給付の内訳



- 医療費助成を受けた場合の給付の内訳



※ 学校管理下で発生した災害について、日本スポーツ振興センターに加入している方は給付の対象となることがあります。学校管理下でけが等をして医療機関を受診した場合は、保健室に連絡し、所定の用紙を受け取ってください。